

議案第76号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 船員作業手当

第9条第2項第1号中「第12条」を「第13条」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条ただし書中「乗船実習指導手当」の次に「及び船員作業手当」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(船員作業手当)

第11条 船員作業手当は、水産に関する学科を置く高等学校の教育職員又は実習船に乗船することを本務とする学校職員が、航海中の実習船において行う業務で教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,630円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の改正に準じ、航海中の実習船において行う業務に従事した学校職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。